

令和3年8月19日

保護者 様

倉敷市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の取り扱いについて

残暑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、岡山県に「まん延防止等重点措置」が適用されたことや、県が示しているステージ及び倉敷市内の感染状況を鑑み、倉敷市教育委員会では、文部科学省が定める学校の行動基準を「レベル3相当」にいたします。

今まで（行動基準「レベル1相当」）は、幼児児童生徒本人が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者に特定された場合、または風邪症状（腹痛や下痢等も含める）がみられる場合には、欠席ではなく出席停止として学校園を休んでいただいております。

今後（行動基準「レベル3相当」）につきましては、上記に加えて、

- 同居のご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合で、風邪症状（腹痛や下痢も含める）等体調不良がみられたり、医療機関で診察を受けなければならなくなったりした場合には、登校を控える。
- 同居のご家族が濃厚接触者として PCR 検査を受けることになった場合には、検査結果が出るまでは登校を自粛する。

以上の2点についてお願いいたします。ただし、ご家族の方々の軽微な体調不良等で、必ず学校園を休まなければならないということではありません。

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、これ以上感染を拡大させないために、学校の教育活動を止めないためにも、今後の対応につきまして、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

※ 上記の理由で学校を休まれる場合には、欠席ではなく出席停止となりますので、必ず学校園へ連絡をお願いします。